

令和6年第6回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 令和6年6月25日（火）
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時45分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員（8人）
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ⑧中村 武史
⑨高田外喜子 ⑩糺田 幸雄 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員（4人）
④山上 克秀 ⑤長濱 恵司 ⑥山本 泰夫 ⑦松生 朋広
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（7人）
⑬榎谷 武史 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸 ⑰川口 勝博
⑱悦永 秀雄 ⑲宮下 昇 ⑳平内 義博
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（5人）
⑭松岡 清司 ㉑濱名 猛 ㉒稲農 幹夫 ㉓瀬戸 清明
㉔石野 公章
- 7 事務局員 山本事務局長、清水次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 農用地利用集積等促進計画案について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 2番 岩城委員 3番 徳島委員
- 10 会議の結果
議案4件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 お疲れさまです。ご案内した時刻より少し早いですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。4番、山上委員、5番、長濱委員、6番、山本委員、7番、松生委員から欠席される旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は8名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立いたしていることをご報告いたします。
それでは、村会長、ご挨拶をお願いいたします。
会 長 （挨拶）
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議題につきましてご案内いたします。
お手元の議案書1ページをご覧ください。
今月の案件につきましては、議案4件、報告1件となっております。

また、議案第3号の整理番号1番につきましては、取下げとなりましたことをご報告申し上げます。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願いいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、2番 岩城委員、3番 徳島委員を指名します。よろしく申し上げます。

では、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は252㎡です。

位置図は3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、高齢化による経営縮小によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による49 a です。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は779㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、高齢化による経営縮小によるものです。譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による8 a です。

続きまして、整理番号3番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は1,032㎡です。

位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

申請事由は、整理番号4番の申請地との自作地相互の交換による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による26 a です。

続きまして、整理番号4番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は502㎡です。

位置図は、5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

申請事由は、先ほどご説明した整理番号3番の申請地との自作地相互の

交換による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による20 a です。

続きまして、整理番号5番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は135㎡です。

位置図は6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、他市町村へ転出によるものです。譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による1 a です。

続きまして、整理番号6番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は4,991㎡です。

位置図は7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による376 a です。

事務局からの説明は以上です。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員

〇〇さんのお宅へ行って事実確認したところ、〇〇さんの自宅の横にこの当該畑がありまして、〇〇さん自体も、自宅の敷地内で少し畑をしておられてきちんと野菜とか作っておられる方でした。面積も大きかったので、管理できる範囲の面積だなと思います。

特に問題ございません。

議 長

ありがとうございます。

整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員

申請地は、〇〇町の〇〇さんの横の田んぼでございまして、この譲渡人が〇〇さんという方ですが、この方も〇〇町の以前は住人として家があります。

譲受人のほうは〇〇町の〇〇さんですが、この〇〇の横の田んぼをかうと、売買するというので、双方とも了解されておるという確認をいたしました。

それから、この申請地の隣の田んぼ持っておる〇〇さんですが、こちらのほうの了解も、特に支障がないという了解を取っておるということでありました。

特に問題ありません。

議 長

ありがとうございます。

整理番号3番、4番、〇〇委員さん。

担当委員

ご報告いたします。

〇〇氏、〇〇氏、両氏に交換の事実関係を聞いてきました。交換すると相互の自宅の近くになるので管理しやすくなり、お互いの利益が一致するとのことでした。私のほうで生産組合長に見解を聞きに行きまして、了承を得ました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

整理番号5番、6番、〇〇委員さん。

担当委員 5番の〇〇さんと〇〇さんの件ですけれども、〇〇さんが〇〇町のほうで被災されまして、実家のほうへ帰っていきました。それに伴いまして、畑を購入して地元で生活しようと、そういうことであります。

特に問題ありません。

それから、次の〇〇町の〇〇さんと〇〇さんの件ですけれども、これは相続絡みでちょっと複雑な状況になっております。それで本人のところも行きましたし、行政書士のほうにも連絡しましたが、なかなか難しいということで、今回、〇〇さんとの贈与関係が成立したということで随時していくと、そういうことでの贈与であります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんそれぞれご異議なしということなので、ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 では、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第1号」は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。

議案書8ページをご覧ください。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は49㎡です。

位置図は9ページをご覧ください。

申請人は議案書に記載のとおりです。

転用目的は、納屋用敷地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地は10ha未満の第2種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんのご意見を伺いますが、事務局。

事務局 担当委員の〇〇委員さんからは事前に、申請者に聞いた内容と申請内容

の事実確認したところ特に問題ないとの確認を得ております。

特に問題ないです。

議長 担当委員さんもお異議なしということなので、何かほかにご意見ございませんか。

議長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第2号」は、異議なしと認め、原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。

議案書10ページをご覧ください。

整理番号1番につきましては、局長から冒頭で説明があったとおり、書類不備のため取下げとなりましたので、修正のほうよろしくお願ひします。

議案書12ページをご覧ください。

整理番号2番の申請地は〇〇町の畑2筆で、面積は69㎡です。

位置図は14ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、贈与による所有権移転となっております。

転用目的は、納屋用敷地建設とするための申請となっております。

申請地は、農振地域外で第1種住居地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

続きまして、整理番号3番の申請地は〇〇町の畑2筆で、面積は216㎡です。

位置図は15ページをご覧ください。

借人と貸人は議案書に記載のとおりで、賃借権設定となっております。

転用目的は、店舗駐車場とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha未満の第2種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 双方ともに了解済みでして、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

整理番号3番、〇〇委員さん。

担当委員 借人の〇〇さんのほうに確認いたしました。この地面ですけど、以前も申請のほういたしまして、〇〇さんに確認したところ、面積のほうに少し不備があったということなので、貸人の〇〇さんのほうが業者にお願いして再度測量した結果、面積が以前とは変わっております。

特に問題はありません。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんそれぞれご異議なしということなので、ほかに何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、「議案第3号」も原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について」ご説明します。

議案書16ページから19ページをご覧ください。

中間管理機構を利用した設定が今回、田38筆があり、合計面積は69,179㎡です。

16ページ記載の1～3番は集積計画一括方式によるもので、17ページから19ページ記載の4番は耕作者の権利が再度移転したものを記載しております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局よりご説明がありました。何かこの案件についてご意見があればお願いしますけれども、よろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 では、「議案第4号」は、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書20ページから23ページをご覧ください。

今回解約される農地は57筆で、面積は95,237㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

 ただいま報告について事務局より説明がありました。これについて何かご意見があればお願いします。

 なければ、「報告第1号」について、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。

 以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人